

結核喀痰検査実施要領

(目的)

第1 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日厚生省令第99号）第27条の2の2に規定する結核喀痰検査（以下、「喀痰検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(検査項目)

第2 喀痰検査は、次に掲げる各号の検査を実施するものとする。

- (1) 喀痰塗抹検査
- (2) 喀痰培養検査

(対象者)

第3 市内に居住地を有する65歳以上の者及び実施年度中に65歳に到達する者で、肺がん検診（結核検診を兼ねる）又は胸部精密検査で、結核の疑いがあるとされた者とする。ただし、結核の診断が確定し、治療中の者及び経過観察中の者は除く。

(検診実施機関)

第4 喀痰検査は、一般社団法人千葉市医師会及び喀痰検査協力医療機関に委託することにより行うものとする。

(規定外事項)

第5 この要領に定めるもののほか、結核喀痰検査業務の実施に関し必要な事項については、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。